

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03575

研究課題名(和文) 植民地支配の遺産と多文化共生政策：地方政治家と朝鮮学校を中心に

研究課題名(英文) Heritage of colonial rule and multicultural community building policy in Japan

研究代表者

松本 邦彦 (Matumoto, Kunihiko)

山形大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：40241682

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は日本の植民地支配が日本本土での在日朝鮮人政策にどのような影響を与えたのかを、戦時下日本での同化政策と、戦後日本での朝鮮学校施策を中心に調査研究したものです。まず前者では同化政策が「皇民化政策」が、日本人自身の文化改革運動とも言える「新体制」運動に先んじて推進されたことを明らかにしました。後者では東京と宮城県の朝鮮学校への対処を考察することで、地方議員たちがもつばら同情的な関心はもちつつも人権としての意識が乏しかったことを明らかにしました。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現在の日本においては多文化共生が国是のようになっていますが、そのなかで一種の死角となっているのが旧植民地出身者の方々への対処です。その典型が朝鮮人学校を無償化問題、補助金問題の対象外にする動きです。生徒の教育を受ける権利よりも政治的な「国民感情への配慮」が優先される状況がどこから生じているのか。「共生」が人権意識がないままに進むことをよしとする感覚の起源を本研究は探ろうとしました。

研究成果の概要(英文)： This study investigates how Japanese colonial rule affected the policies of Koreans in Japan on the mainland of Japan, focusing on assimilation policies during the war and policies for Korean schools in postwar Japan.

It was researched. First, in the former, it was clarified that the assimilation policy, "Kouminka movement (Movement to become an emperor's subject)" was promoted prior to the Shintaisei ("New Order") movement, which can be said the Japanese cultural reform movement. In the latter case, by considering how to deal with Korean schools in Tokyo and Miyagi prefecture, it was revealed that local lawmakers had a sympathetic interest but lacked awareness as a human right.

研究分野：政治学

キーワード：在日朝鮮人 在日外国人 民族教育 学校 多文化共生 地方政治家 地方議会

## 1．研究開始当初の背景

戦後日本は一貫して移民導入政策をとってきていませんが、結婚や日系人、実習生などのいわゆる「サイドドア」を通しての移住者が増加してきたのが現実です。これに対応して2006年に総務省は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています」として「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方公共団体にもその推進を求めました。2009年には「日系定住外国人」むけの総合的なプランが策定されました。そして反差別行為のためのヘイトスピーチ解消法も2016年6月に施行に至りました。

ただ多文化共生政策についての学問的な追究は、もっぱら行政の施策の分析や、移住者についての社会的、人類学的なアプローチが先行している状態にあります。多文化共生政策を行政が実施するために必要な住民や政治家の理解や態度についての考察はまだ進んでいないように思われます。

一方で上記のヘイトスピーチ規制法成立のきっかけとなった在日外国人、とくに旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンへの差別行為も、「嫌韓流」や「在日特権」を主張する動きとして表面化してきています。そこには植民地支配を正当化しようとする動きも関係しています。特にヘイトスピーチ自体は法規制に至っていますが、在日コリアンに対しては、その民族教育（朝鮮学校）に対しての地方政府からの補助金の停止や、政府の高校無償化制度の対象外しなどが着々とおこなわれており、「多文化共生」に反するかのような行動が進んでいます。なぜこのような現象が起きているのかに着目して研究をおこなうこととした。

## 2．研究の目的

そこで本研究は21世紀に本格化すると思われる日本の多文化共生社会の有り様を展望するために、現在の多文化共生政策において一種の“例外”扱いとなっている朝鮮学校を焦点にして、その背景にあると思われる植民地支配の歴史認識に関する地方政治家の意識をさぐることにしました。朝鮮学校をとりあげるのは、上記のように学校の認可や補助金について地方自治体がかかわるため、各地で政治家の発言も活発におこなわれたと予測したためです。

## 3．研究の方法

まず保守派言論人の影響については、戦時下の同化政策を中心にしてその特質や影響を探りました。とくには官製組織「協和会」には植民地朝鮮での行政や、日本本土で朝鮮人が多数居住した地域の官僚はもとより政治家、学者などが多数かかわっていました。それは単に日本人からの指示にとどまらず、朝鮮人全般をも動員しようとする運動でした。その協和会関係の資料を、おもに復刊版や資料集を入手す

ることで考察をおこないました。

そして戦後の地方政治については、当初は朝鮮学校を有する三つの地域(東京都、大阪府、宮城県)を比較対象として選定する予定でしたが、研究開始後、研究者の地理的に近い宮城県と東京都の二カ所を対象としました。初年度にはそれぞれの多文化共生政策の変遷と朝鮮学校政策を調査し、第二年度から第三年度にかけて、朝鮮学校や多文化共生にかかわる議員の発言を議会議事録から収集し分析をおこないました。

## 4 . 研究成果

保守派の言論については、戦前の植民地支配の当事者によるものを考察し、第三年度に論文として公表しました。彼らが戦時下において強く推進した在日朝鮮人の同化運動「皇民化政策」が、日本人自身の文化改革運動とも言える「新体制」運動に先んじるものであったことを明らかにしました。そこでは朝鮮人が日本人よりも日本人らしくなれるという運動が、当時の日本をより合理化、より理性的に科学的に進化させようとした運動と相まって強化されていったのです。その推進組織「協和会」の地方組織は基本的に警察と官僚によって組織されたものですが、協力者として在日朝鮮人を動員することになった結果、朝鮮人に日本人のふりをすることを許さず、日本人以上に日本人らしい朝鮮人として目立たせようという運動になっていきます。結果的に、この運動は戦後の在日朝鮮人運動の再興にもつながったとも言えます。

地方政治家については、東京都議会と宮城県議会、仙台市議会での発言を請願や陳情の審査を手がかりに収集しました。議事録に記録されている文書表などから内容をできるかぎり請願の趣旨や要旨を入手するとともに議員の発言などを議事録から収集しました。

それらの発言から内容の変遷を概観すると次のような知見が得られました。

### 1950年代まで

敗戦後の日本で在日朝鮮人が言語と文化を回復するために設立していった朝鮮学校については、冷戦下、そして占領下では北朝鮮支持の朝鮮学校として治安的観点から危険視する議論が、特に都議会でなされます。占領下、朝鮮人は日本国民であり、日本の法律にしたがうべしとの理由から独自の朝鮮学校が閉鎖されたのち、公立学校に大量に転入した朝鮮人生徒に対応するため各地に公立の朝鮮学校、分校が設けられます。しかしそれらの学校も、朝鮮語を本科にするなど教育法令に違反する教育内容であるとして閉鎖されてしまいます。たとえば東京都では1949年度から都立朝鮮人学校が設立されていましたが、1954年度かぎり閉鎖され、生徒たちは公立校に編入されるか、新たに設立された私立の朝鮮学校に移ることになりました。

### 1960年代へ

1950年代末からは北朝鮮への「帰国」促進のための請願や陳情が東京都でも宮城

県でも在日朝鮮人（おもに在日本朝鮮人総連合会など）やその友好団体から提出されるようになります。これは1960年代にも、帰国協定延長や、祖国往来運動として請願や陳情されます。これらは基本的に在日朝鮮人を北朝鮮の国民と見なす立場からのもので、北朝鮮との国交がない状態でも、人道上の理由からとして採択はされます。ただ、同時期に国民健康保険に在日朝鮮人や在日中国人を加入させてほしいという請願は国法上無理として不採択にされています。

日韓関係正常化をひかえた1965年頃には韓国籍から朝鮮籍に変更する希望についても請願されます。その国交正常化による対応では、日本政府が私立の朝鮮学校への管理強化をはかるために外国人学校法案を提出しますが、それに反対する請願も多数おこなわれ、議会もこれらを採択しています。さらに文部省は民族学校に意義を認めないとして各種学校としての認可をせぬように地方政府に通達しますが、都は（革新都政の前の東都知事時代ですが）通達を尊重はするとしつつも、さかのぼって認可を取り消すことはしません。さらに1966年からは東京都では朝鮮大学の認可問題が請願され、これは都議会の採択、美濃部都知事の決断もあって、1968年に各種学校として認可されます。また宮城県においても、東北朝鮮初中級学校が私立各種学校として1966年に認可されます。

#### 1970年代以降

1970年代には、かつては不採択だった在日朝鮮人の社会保障関係の請願が条件付きであれ採択されるようになります。1990年代には公務員の国籍条項、定住外国人政策のなかで自民党議員が処遇改善を求めるなど国際化の波がやってきました。対して1990年代末には「パチンコ疑惑」などで北朝鮮への不正送金を理由に朝鮮学校への補助金削減を求める請願・陳情もありますが、不採択になっています。

以上の請願・陳情の議論を見る限り、「帰国」事業の背景にある朝鮮人の困窮には同情心は示されるものの、人権意識には乏しく、日本社会の責任を問うたり、公立学校にいる在日朝鮮人への言及はほとんどありません。それが、2002年の北朝鮮政府の「拉致」自認以降、在日朝鮮人と民族学校を日本社会の敵として見なすかのように、朝鮮学校への補助金停止を正当化する要因になったと思われます。

しかしながら、小泉政権時の日朝交渉での北朝鮮の拉致自認がすぐに補助金停止に進んだわけではなく、民主党政権時に無償化政策が出、砲撃事件があつての停止ではあります。この時期の変容についてはより一層の考究を必要とします。

また、朝鮮学校を支持する発言は革新系の社会党や共産党のみならず、一部の保守系の議員もしていることがわかりました。これら議員についての個別の調査はCOVID-19対策による県境移動の制限で不十分なものとなっています。2020年度以降の実施を予定しています。

《以上です》

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松本邦彦	4. 巻 (印刷中)
2. 論文標題 研究ノート 「協和会」と皇民化運動の思想的背景：戦時下の在日朝鮮人政策	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山形大学紀要（社会科学）	6. 最初と最後の頁 23-49
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----